

## 第20期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項

### [ 事 業 報 告 ]

当社グループの現況に関する事項

(主要な事業内容／対処すべき課題／主要な拠点等／従業員の状況／  
主要な借入先の状況／その他企業集団の現況に関する重要な事項)

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

(社外役員に関する事項／責任限定契約の内容の概要／  
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等／<ご参考> 指名・報酬諮問委員会／  
<ご参考> 社外取締役の独立性に関する基準)

会計監査人の状況

会社の体制及び方針

### [ 連 結 計 算 書 類 ]

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

### [ 計 算 書 類 ]

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

### [ 監 査 報 告 ]

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社エス・エム・エス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（交付書面）には記載しておりません。  
なお、本株主総会におきましては、株主の皆様にご送付いたします。

## 当社グループの現況に関する事項

### (1) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループでは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。医療・介護・ヘルスケア・シニアライフを高齢社会における事業領域とし、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザをつなぐプラットフォームを情報インフラと定義して、様々なサービスを提供しています。国内においては、医療・介護従事者向けのキャリア関連事業を行うキャリア分野、介護事業者向け経営支援プラットフォームを提供する介護事業者分野、ヘルスケア・シニアライフを中心とした事業開発分野に区分して事業を行っており、これらに海外を加えた4分野を事業部門としています。

各事業部門における主なサービスの内容は下表のとおりです。

事業部門	主な事業内容
キャリア分野	介護職向け求人情報・人材紹介・資格取得スクール、看護師向け人材紹介、メディカル向け人材紹介等
介護事業者分野	介護事業者向け経営支援プラットフォーム
海外分野	メディカルプラットフォーム事業、グローバルキャリア事業等
事業開発分野	健康保険組合向け遠隔保健指導サービス、企業向けリモート産業保健サービス、リフォーム事業者情報提供サービス、葬儀社紹介サービス等

### (2) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と社会への貢献を通じて、長期的な企業価値向上を実現することを最も重要な課題と考えています。既存事業の更なる成長と積極的な新規事業の開発・育成により高齢社会で生じる様々な課題を解決し、当期純利益を継続的に成長させていくことを目指しています。このような認識のもと、各事業部門において以下のような取組みを推進しています。

#### ① キャリア分野

当社グループでは、キャリア分野の成長が当社グループの持続的な成長の土台になると考えています。医療・介護従事者と事業者の最適なマッチングを通じ、医療・介護の領域における人手不足と偏在の解消に貢献していきます。

このような方針のもと、今後もキャリアパートナーの継続的な採用・育成を通じた既存サービスの拡大、従事者・事業者のニーズに応える多様なサービスの開発・育成を進めるとともに、看護師、介護職向け人材紹介等に続く新たな成長事業を育成していきます。

## ② 介護事業者分野

当社グループでは、介護事業者分野の成長が当社グループの持続的な成長を牽引すると考えています。経営支援プラットフォーム「カイポケ」を提供する介護サービス種別の拡張、サービス利用事業者数の拡大、経営に必要なサービスの開発と利用促進、蓄積された介護経営データの分析・活用により、経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、介護事業者の経営改善とサービス品質向上に貢献していきます。

このような方針のもと、今後も安定したシステム基盤の構築、営業体制の強化による会員数の着実な増加、介護事業者の経営改善に寄与する新サービスの積極的な開発に加え、継続的なシステム開発を通じて新たな介護サービス種別に対応するサービスの開発を進めていきます。

## ③ 海外分野

当社グループでは、MIMSグループのアジア・パシフィック地域（APAC）での圧倒的なブランド力、医療従事者の会員基盤及び医療・ヘルスケア関連事業者や医療機関との取引基盤を活用することで、海外戦略を強力に推進できると考えています。メディカルプラットフォーム事業やグローバルキャリア事業等を通じて、APACにおける医療の普及・安全性の向上と、世界的な医療従事者の不足と偏在の解消に貢献していきます。

このような方針のもと、メディカルプラットフォーム事業においてはオフライン・オンライン両面での様々なチャンネルを通じた最適なマーケティング手段の提供、グローバルキャリア事業においては展開国拡充を通じた事業拡大を進め、海外分野全体で力強い成長を図っていきます。

## ④ 事業開発分野

当社グループでは、長期的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成によりキャリア分野・介護事業者分野・海外分野に続く新たな主要事業を創出することが不可欠だと考えています。また、ヘルスケア領域及びシニアライフ領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、社会保障費の増大と生産年齢人口の減少により「現役世代の負担がより深刻になる」、「高齢社会の生活にまつわる困りごとの解決が困難になる」という高齢社会における社会課題の解決に貢献できると考えています。

このような方針のもと、今後も事業開発を担う人材を積極的に採用・育成し、高齢社会で生まれる膨大な事業機会を確実に捉えて新たなサービスを次々と生み出していきます。

(3) 主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社

東京都港区芝公園二丁目11番1号 (注1)

② 子会社

株式会社エス・エム・エスサポートサービス

北海道札幌市中央区

SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.

シンガポール (注2)

MIMS PTE. LTD.

シンガポール (注2)

MIMS MEDICA SDN. BHD.

マレーシア (注2)

MIMS (SHANGHAI) LIMITED.

中国 (注2)

KIMS CO., LTD.

韓国 (注2)

MEDICA ASIA AUSTRALIA (HOLDCO) PTY LIMITED

オーストラリア (注2)

MIMS AUSTRALIA PTY LTD

オーストラリア (注2)

MIMS (NZ) LIMITED

ニュージーランド (注2)

(注1) 全国14事業所

(注2) 海外の拠点：上記を含めアジア・オセアニアを中心とした17の国と地域

(4) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,703名	400名増

(注) 1. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントによる区分は行っていません。

2. 従業員数の増加は、主に医療・介護従事者向けキャリアサービス、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイボケ」等に関連する人員増によるものです。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,343名	234名増	32.4歳	3.5年

(注) 従業員数は、当社から子会社への出向社員を除き、子会社から当社への出向社員を含む就業人員数です。

(5) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	7,003
株式会社三菱UFJ銀行	1,051

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 288,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 87,153,500株  
 (注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は5,700株増加しております。  
 (3) 株主数 7,317名  
 (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
MORO合同会社	15,404,918	17.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,631,100	15.64
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,450,900	7.40
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	2,460,911	2.82
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	2,421,340	2.77
アズワン株式会社	2,404,000	2.75
第一生命保険株式会社 常任代理人 株式会社日本カストディ銀行	2,366,200	2.71
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,514,822	1.73
CEPLUX THREADNEEDLE (LUX) 常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店	1,162,900	1.33
REAPRA PTE. LTD.	1,105,000	1.26

- (注) 1. 当社は、自己株式を641株保有していますが、発行済株式の総数及び株主数に含めて表示していません。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
第10回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2014年7月16日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	当社取締役 1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 400,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	294,400円 (新株予約権1個当たり)
新株予約権の行使期間	2021年7月17日から 2024年7月16日まで

### 第11回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2016年7月20日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 2名
新株予約権の数	当社取締役 100個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 20,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	241,000円 (新株予約権1個当たり)
新株予約権の行使期間	2019年7月20日から 2026年7月19日まで

(注) 社外取締役は全員が監査等委員である取締役であり、新株予約権は付与していません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げ、国内外で40を超えるサービスを展開しております。

当社は創業以来連続して増収増益を達成しておりますが、グループミッションを実現していくためには、今後も既存事業を成長させるとともに、新規事業の開発・育成を推進し、さらに業容を拡大させていく必要があります。そのため、当社グループの役職員の業容拡大及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、以下の新株予約権を発行しております。

なお、新株予約権の内容は、当事業年度の末日の状況を記載しております。

第12回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2016年7月20日
新株予約権を有する者の人数	17名
新株予約権の数	440個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 88,000株
新株予約権の発行価額	600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	238,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2019年7月1日から 2024年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)

(別記)

①新株予約権者は、2019年3月期におけるEBITDAの額が、下記(a)ないし(c)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

(a) EBITDAの額が4,977百万円を超過していること 行使可能割合 10%

(b) EBITDAの額が6,462百万円を超過していること 行使可能割合 50%

(c) EBITDAの額が8,216百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社関係会社の取締役又は当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任又は懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断した時には、本新株予約権を行使できないものとする。

### 第13回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2017年5月29日
新株予約権を有する者の人数	22名
新株予約権の数	82個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 16,400株
新株予約権の発行価額	1,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	305,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2020年7月1日から 2025年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2020年3月期における営業利益の額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）営業利益の額が4,853百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）営業利益の額が6,301百万円を超過していること 行使可能割合 50%

（c）営業利益の額が8,011百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社関係会社の取締役又は当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任又は懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断した時には、本新株予約権を行使できないものとする。



## 第14回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2018年 7月18日
新株予約権を有する者の人数	27名
新株予約権の数	111個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 11,100株
新株予約権の発行価額	2,500円（新株予約権 1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	197,800円（新株予約権 1個当たり）
新株予約権の行使期間	2021年 7月 1日から 2026年 6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2021年 3月期におけるEBITDAの額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a） EBITDAの額が7,670百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b） EBITDAの額が8,764百万円を超過していること 行使可能割合 50%

（c） EBITDAの額が9,958百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に 1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社関係会社の取締役又は当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

## 第15回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2019年8月19日
新株予約権を有する者の人数	58名
新株予約権の数	243個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 24,300株
新株予約権の発行価額	3,300円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	254,400円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2022年7月1日から 2027年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2022年3月期における実質営業利益の額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が6,408百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）実質営業利益の額が7,322百万円を超過していること 行使可能割合 70%

（c）実質営業利益の額が8,319百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役ににて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

## 第16回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2020年7月13日
新株予約権を有する者の人数	26名
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 200,000株
新株予約権の発行価額	6,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	232,200円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2023年7月1日から 2028年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2023年3月期における実質営業利益の額が、下記（a）又は（b）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が6,647百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）実質営業利益の額が7,237百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

## 第17回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2021年7月12日
新株予約権を有する者の人数	27名
新株予約権の数	1,830個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 183,000株
新株予約権の発行価額	4,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	329,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2024年7月1日から 2029年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2024年3月期における実質営業利益の額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が7,390百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）実質営業利益の額が8,444百万円を超過していること 行使可能割合 70%

（c）実質営業利益の額が9,594百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

## 第18回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2022年7月11日
新株予約権を有する者の人数	29名
新株予約権の数	1,920個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 192,000株
新株予約権の発行価額	3,200円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	295,100円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2025年7月1日から 2030年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2025年3月期における実質営業利益の額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が8,532百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）実質営業利益の額が9,750百万円を超過していること 行使可能割合 70%

（c）実質営業利益の額が11,077百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

## 会社役員に関する事項

### (1) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）松林智紀は、のぞみ総合法律事務所パートナーですが、同法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）鈴木豊太郎は、東京大学大学院・情報理工学系研究科教授ですが、国立大学法人東京大学と当社との間には、共同研究及び求人広告掲載等に係る取引関係があります。

社外取締役（監査等委員）高木暢子は、株式会社COEING AND COMPANY代表取締役及び高木暢子公認会計士事務所代表ですが、同社及び同公認会計士事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員）松林智紀は、当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席しました。

社外役員の中でただ一人、当社創業に近い時期から社外役員として当社の経営に関与してきており、当社の企業理念及びそれを踏まえた株主を含むステークホルダーへの貢献のあり方に関する深い理解を有しています。これらの経験及び理解を踏まえて、経営陣が当社グループの企業理念の実現と長期的な企業価値向上につながる経営を実行するための実効的な監視・監督機能を果たすことで、当社に対する余人をもって代えがたい貢献が期待されています。

社外役員としての在任期間は、当社の社外取締役及び監査役としての在任期間を通算すると当事業年度末日時点で15年4ヵ月となり、これは代表取締役の役員としての在任期間を上回るものであることから、代表取締役に対する実質的な牽制機能も期待できます。

加えて、弁護士として長年活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識に基づき、特に重要な経営上の意思決定のプロセスについて積極的に確認、助言を行うほか、当事業年度において計13回にわたり経営陣や重要な使用人を対象に職務の執行に関する事項の報告を受け、事業所への往査を実施するなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。

また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、経営陣から独立した立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬等の決定に係る監督を主導しております。

さらに、筆頭独立社外取締役として、経営陣との連絡・調整や独立社外取締役である監査等委員間の連携を図る役割を担うほか、株主との面談にも対応し、建設的な対話を促進するための取り組みを推進しております。

社外取締役（監査等委員）鈴木豊太郎は、当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席しました。

国際的なコンピュータ科学者として活躍しており、ビッグデータの分析・活用などの分野においての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。当社がミッションに掲げる「高齢社会



に適した情報インフラの構築」を実現していく上で、当社が保有する国内外の医療・介護・ヘルスケア・シニアライフ関連の膨大なデータの経営への活用が必要不可欠となっております。グローバルで培われた知見に基づき、当社のこれらの活動の推進にあたっての監視・監督機能の発揮に加え、示唆に富む助言が期待されています。

社外役員としての在任期間は、当事業年度末日時点で2年9ヵ月となります。

特に監査等委員会における情報セキュリティに関する監査を主導したほか、データの分析・活用に関連する重要な会議に出席し専門的見地から意見を述べております。また、当事業年度において計8回にわたり、経営陣や重要な使用人を対象に職務の執行に関する事項の報告を受けるなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。

社外取締役（監査等委員）高木暢子は、当事業年度の取締役会のうち就任後に開催された11回、監査等委員会のうち就任後に開催された10回の全てに出席しました。

公認会計士として、監査法人及び税理士法人での勤務経験のほか、M&Aアドバイザー会社におけるM&A助言業務、事業会社における戦略立案業務、経営コンサルティング会社の経営、上場会社における社外役員など、財務・会計の専門家及び経営コンサルタントとしての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。このような知見を活かして、独立した立場から経営陣に対して実効的な監視・監督機能を発揮することが期待されています。

社外役員としての在任期間は、当事業年度末日時点で9ヵ月となります。

特に予算及び決算に係る意思決定について、専門的見地から積極的に確認、助言を行うほか、特定監査等委員として会計監査人とのやり取りを担っております。また、当事業年度において計11回にわたり、経営陣や重要な使用人を対象に職務の執行に関する事項の報告を受けるなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。

さらに、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度の委員会のうち就任後に開催された2回の全てに出席しており、経営陣から独立した立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬等の決定に係る監督を担っております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）として有用な人材を迎えるとともに、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき社外取締役（監査等委員）3名全員との間で責任限定契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役（監査等委員）がその職務を行うにあたり、会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がない時に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役

員及び管理職又は監督者の地位にある従業員（退任又は退職済の者も含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為に起因して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補するものであり、1年ごとに更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### <ご参考>指名・報酬諮問委員会

当社は、2018年12月に指名・報酬諮問委員会を設置しました。同委員会は、取締役の選任及び解任（代表取締役その他の経営陣の選定及び解職を含む。）に関する事項、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項、代表取締役社長の後継者育成計画に関する事項、その他当社グループの重要な事項の審議を行うことを目的とする、取締役会の諮問機関です。なお、2021年5月より、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の金額及び支払時期の決定機関となっています。

委員は、独立社外取締役2名（いずれも監査等委員）と代表取締役の合計3名によって構成されており、筆頭独立社外取締役（監査等委員）が委員長を務めています。決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行うこととしています。

当事業年度における同委員会の活動状況は以下のとおりであります。

開催日	付議事項
2022年5月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の改訂に係る審議</li><li>・取締役選任議案及び代表取締役の選定並びに補欠の監査等委員である取締役の選任議案に係る審議</li><li>・役員報酬規程の改訂に係る審議</li></ul>
2022年6月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の基準に係る審議</li><li>・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の金額及び支払時期の決定</li></ul>
2023年3月15日	<ul style="list-style-type: none"><li>・取締役の選任及び解任（代表取締役その他の経営陣の選定及び解職を含む。）の基準に係る審議</li><li>・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の基準に係る審議</li></ul>



#### <ご参考> 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役を独立役員として指定する要件として、独立性を客観的に判断するための基準を以下のとおり定め、社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には、当社にとって十分な独立性を有するものと判断します。

- (1) 当社グループの業務執行者又は過去5年間において業務執行者であった者
- (2) 当社グループの取引先で、直近事業年度における当該取引先に対する当社グループの売上高が当社グループの年間連結総売上高の1%を超える取引先又はその業務執行者
- (3) 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループに対する売上高がその者の年間連結総売上高の1%を超える者又はその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に1,000万円を超える金額・その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれかの年間連結総売上高の1%超もしくは1,000万円超）
- (5) 当社グループの主要借入先（資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）又はその業務執行者
- (6) 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
- (7) 当社グループから直近事業年度において1,000万円を超える寄付を受けている者
- (8) 当社グループの会計監査人又はその業務執行者等として当社グループの監査業務を担当している公認会計士
- (9) 当社グループとの間で相互に取締役を派遣している会社の業務執行者
- (10) 過去3年間のいずれかの時点において、上記（2）から（9）までのいずれかに該当していた者
- (11) 上記（1）から（10）までのいずれかに該当する者（ただし、（5）から（8）までに関しては、重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族
- (12) 上記（1）から（11）までのほか、一般株主と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

なお、当社は、社外取締役（監査等委員）については、在任期間が長い役員の実験を活かすことと、新たな役員による社外の新しい視点を入れることの調和を図るべく、在任期間についても多様性を実現することとしております。そのため、在任期間についての基準は設けておりません。

## 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 42百万円

当社グループが支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 42百万円

- (注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの総額にて報酬等の記載を行っています。
2. 当社の重要な子会社のうち、一部の会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

## 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため、下記のとおり内部統制基本方針を定めています。取締役会は、内部統制基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、適法かつ効率的な業務の執行体制を維持しています。なお、最終改訂は2018年12月19日開催の取締役会にて決議しています。

#### ① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- (b) 当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とするグループ内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- (c) 当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- (d) 内部監査部門は、当社グループにおける、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (e) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料とともに保存する。
- (b) 当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

### ③ 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
- (b) 当社のリスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおける情報セキュリティを始めとしたリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る重要な意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- (c) 当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、効率的かつ機動的な業務執行とそのモニタリングの強化を図るために、ガバナンスの形態として監査等委員会設置会社を選択する。
- (b) 当社は、効率的かつ機動的な業務執行のために、取締役会の権限の一部を代表取締役社長等へ委譲し、その権限を必要に応じて執行役員、各部門責任者等へ委譲する。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、各部門と業務進捗会議を定期的に行うことにより迅速な情報共有を行い、適時適切な経営判断を行う。役職員の職務、権限及び責任等については、業務分掌及び職務権限等に関する規程において定める。
- (c) 当社取締役会は、当社グループの全社戦略を策定し、グループ運営上の重要な意思決定を行う。また、各部門又は各子会社は、全社戦略を踏まえて自部門又は自社の戦略を策定する。当社取締役会は、その進捗状況を定期的にモニタリングすることにより、全社戦略の実行を担保する。
- (d) 当社は、代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置する。経営会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、定期的に開催される。経営会議においては、重要な業務執行に関する事項について協議し、経営情報の共有を図ることで、経営の効率化を進める。
- (e) 当社コーポレート部門は、経営企画、財務企画、経営インフラ、人材開発、リスクマネジメントの各領域で、取締役会及び経営会議の意思決定と各部門及び各子会社の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、当社コーポレート部門と連携の上で、各子会社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

- ⑤ **当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- (a) 当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とするとともに、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
  - (b) 当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
  - (c) 当社が設置する内部通報窓口は、国内当社グループの全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
  - (d) 内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。
- ⑥ **当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- (a) 当社の監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。
  - (b) 監査等委員会の職務を補助する内部監査部門の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
  - (c) 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。
- ⑦ **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制**
- (a) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。
  - (b) 内部監査部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、内部通報の状況その他活動状況の報告を行うものとする。
- ⑧ **当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わないことを、「内部通報者保護規程」に明記する。

⑨ 当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針に関する事項

当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの説明を受ける。
- (b) 監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行について

- (a) 取締役会規程その他の社内規程を制定し、取締役が法令や定款に則って行動するよう徹底しています。
- (b) 当連結会計年度において取締役会を13回開催し、各議案についての活発な意見交換・審議がなされ、意思決定及び監督機能の実効性を確保した運用がされています。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しています。
- (c) 必要に応じて職務権限規程等を見直し、重要度に応じ効率的かつ適切な意思決定がされる体制を維持しています。

② 監査等委員会の監査・監督体制について

- (a) 当連結会計年度において監査等委員会を12回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しています。
- (b) 監査等委員は、取締役会・経営会議等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、業務執行取締役の職務執行を監査・監督し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しています。
- (c) 監査等委員会が稟議書等の重要資料を閲覧できる等、十分な情報を得られる環境を整備しています。



③ コンプライアンスに関する取組みについて

- (a) 個人情報保護について「プライバシーマーク」を取得しており、制度に則った厳正な管理を実施しています。
- (b) 内部通報窓口を設け、コンプライアンス違反行為等を報告した者が、当該報告により不利な取扱いを受けないようにするために、「内部通報者保護規程」を定め社内イントラネットに掲載して周知を図っています。
- (c) 従業員のリスク感度向上のため、コンプライアンス違反の事例やケーススタディを定期的に社内報やメール等にて配信するとともに、社内イントラネットにも掲載しています。
- (d) 内部監査室にて、当社グループにおける内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行っています。

④ 当社子会社における業務の適正の確保について

一定の基準に該当する重要事項については、最終意思決定前に当社の取締役会・経営会議等での報告・承認を求めることを子会社職務権限規程に定め、適切な経営がなされることを監督する体制をとっています。

これに従い、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項については、子会社と協力して意思決定を行うとともに、当社が報告を受けるべき子会社の重要事項の報告を受けています。

⑤ 反社会的勢力排除について

- (a) 「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関と連携しながら、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っています。
- (b) 取引先について厳正なチェックを行い、また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込む等により反社会的勢力との取引を防止するよう努めています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。

当連結会計年度においては、利益還元として株主配当を実施できる状況にあると判断しました。2023年3月期の1株当たり期末配当につきましては、15円といたしたいと存じます。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主			資 本	
	資 本 金	資 余 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,310	114	27,699	△1	30,123
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	4	4	-	-	9
剰 余 金 の 配 当	-	-	△915	-	△915
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	6,406	-	6,406
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	4	4	5,491	△0	5,500
当 期 末 残 高	2,315	119	33,190	△1	35,624

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	567	△1,052	△484	352	29,991
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	-	-	-	-	9
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△915
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	6,406
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△171	2,969	2,797	131	2,929
連結会計年度中の変動額合計	△171	2,969	2,797	131	8,430
当 期 末 残 高	395	1,917	2,312	484	38,421

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### (連結子会社の状況)

- ・連結子会社の数 39社
- ・主要な連結子会社の名称 SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.  
MIMS PTE. LTD.  
MIMS MEDICA SDN. BHD.  
MIMS (SHANGHAI) LIMITED.  
KIMS CO., LTD.  
MEDICA ASIA AUSTRALIA (HOLDCO) PTY LIMITED  
MIMS AUSTRALIA PTY LTD  
MIMS (NZ) LIMITED  
MEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITED 等

##### (連結の範囲の変更)

SENIOR MARKETING SYSTEM SDN. BHD. は清算終了により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

CWC Care with Care GmbH、Care Forward GmbHは株式取得により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### (持分法を適用した関連会社の状況)

- ・持分法を適用した関連会社の数 3社
- ・持分法を適用した主な関連会社の名称 エムスリーキャリア株式会社 等

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちMEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITED及び同社の子会社33社の決算日は、12月31日でありませす。本連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が3ヵ月を超えていないため、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(a) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品、貯蔵品

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（使用権資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～9年

機械装置及び運搬具 2～5年

(b) 無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 社内利用可能期間（5年以内）

商標権 非償却

顧客関係資産 12年

(c) 使用権資産

定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等に基づき、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、キャリア分野における（a）人材紹介サービスの提供、介護事業者分野における（b）経営支援プラットフォームの提供、海外分野における（c）メディカル・マーケティングサービス及び（d）クリニカル・ディシジョン・サポートサービスの提供、事業開発分野における健康経営支援プラットフォーム（（e）特定保健指導及び（f）リモート産業保健）及び（g）困りごと解決プラットフォームの提供を主な事業としています。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は以下のとおりです。なお、収益に含まれる変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

##### （a）人材紹介サービス

当社グループは、主に医療や介護の従事者を求める事業所に対し、求職者を紹介する人材紹介サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービス提供を行う義務を負っており、その履行義務については個々の求職者が事業所に入職した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

##### （b）経営支援プラットフォーム

当社グループは、主に介護事業者に対し、保険請求の機能をはじめとした各種経営支援サービスをクラウドを通じて提供しています。当該取引では、申込に基づき会員となった介護事業者に向けてプラットフォームの利用環境を提供する義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

##### （c）メディカル・マーケティングサービス

当社グループは、主に海外の医療やヘルスケアの事業者向けにニーズに応じた様々なマーケティング支援のサービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき医療従事者に対して出版・ウェブ・イベント開催等様々なチャネルを通じて医療・ヘルスケア情報を提供する義務を負っており、その履行義務については個々の契約に基づく役務提供をもって充足されるため、役務提供の完了時点で収益を認識しています。

(d) クリニカル・ディジジョン・サポートサービス

当社グループは、主に海外の医療機関向けに処方箋エラーチェック用のデータベースを提供しています。当該取引では、契約に基づき医療従事者が処方箋エラーチェック用のデータベースにアクセス可能な状態を提供する義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

(e) 健康経営支援プラットフォーム（特定保健指導）

当社グループは、健康保険組合に対し、ICTを活用した保健指導サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき健康保険組合の加入者に対して管理栄養士等の指導を提供する義務を負っており、その履行義務については申込に応じて管理栄養士等の指導を提供した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

(f) 健康経営支援プラットフォーム（リモート産業保健）

当社グループは、企業の人事・労務部門に対しICTを活用した産業保健サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき産業医の保健指導やストレスチェックの実施等の産業保健業務全般をサポートする義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

(g) 困りごと解決プラットフォーム

当社グループは、高齢者やその家族（以下、「エンドユーザ」という。）に対し、高齢社会特有の課題・困りごとの解決につながるサービスを提供する提携事業者の紹介サービスを提供しています。当該取引では、主に契約に基づき当社のプラットフォームを通じてエンドユーザに対して提携事業者を紹介する仲介機能を提供する義務を負っており、その履行義務については提携事業者とエンドユーザが契約した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

(c) ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクを低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係の全てに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建長期借入金及びその利息

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- (a) のれんの償却方法及び償却期間                      のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年以内）に基づき定額法により償却を行っております。
- (b) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準                      外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (c) 退職給付に係る負債の計上基準                      ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定方式によっております。  
・数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括処理することとしております。

## 2. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	事業部門					合計
	キャリア分野		介護事業者 分野	海外分野	事業開発 分野	
	介護 キャリア	医療 キャリア				
日本	12,676	14,585	8,362	—	2,227	37,851
その他	—	—	—	7,815	—	7,815
顧客との契約から 生じる収益	12,676	14,585	8,362	7,815	2,227	45,667
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	12,676	14,585	8,362	7,815	2,227	45,667

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものであり、当社グループにおいては該当する取引がないため、連結貸借対照表において計上されておられません。

契約負債は、履行義務の充足前に顧客から対価を受領しているものであり、連結貸借対照表において「契約負債」として表示しております。当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しています。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(無形固定資産の評価)

当社は、2023年3月31日現在、連結貸借対照表上、のれん10,029百万円及び商標権11,053百万円を含め、無形固定資産を26,594百万円計上しており、これらの大半はMIMSグループに関する資産であります。

MIMSグループは、アジア・オセアニア等における18の国と地域において、医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の事業を展開しています。当社は、MIMSグループに係る資産グループについては、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された翌期の事業計画と、その後の期間に係る成長率及び残存使用年数経過後の回収可能価額等に基づいて行っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、翌期の売上高及び残存使用年数経過後の回収可能価額の算定に用いる収益率です。

なお、MIMSグループに係る資産グループの減損判定に使用した公正価値の見積りは合理的であると考えております。しかしながら、将来の予測不能な状況の変化による、将来キャッシュ・フローや公正価値の下落を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、結果として、当社がのれん及びその他の無形固定資産の減損損失を認識することになる可能性があります。



#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	87,147,800株	5,700株	－株	87,153,500株

(注) 増加株式数5,700株は、新株予約権の行使による増加です。

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	561株	80株	－株	641株

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	915	10.5	2022年3月31日	2022年6月27日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,307	15.0	2023年3月31日	2023年6月26日

##### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 559,800株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動によって獲得した資金をもって事業運営を行うことを原則としております。また、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、そのほとんどが2ヵ月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

長期借入金は、主にM&Aにおける株式取得を目的としたものです。また、シンジケートローンによる借入の一部を除き、金利変動リスクや為替変動リスクは、金利スワップや通貨スワップを利用して個別契約ごとにデリバティブ取引をヘッジ手段としております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金 (※)	8,054	7,950	△103
負債合計	8,054	7,950	△103
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

- (注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投 資 有 価 証 券 非 上 場 株 式	2,629

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	7,950	—	7,950
負債計	—	7,950	—	7,950

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

435円29銭

(2) 1株当たり当期純利益

73円51銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	16,198	流 動 負 債	6,884
現 金 及 び 預 金	11,227	1年内返済予定の長期借入金	1,901
売 掛 金	4,305	未 払 金	2,112
仕 掛 品	0	未 払 費 用	321
貯 蔵 品	22	未 払 法 人 税 等	1,005
未 収 入 金	70	未 払 消 費 税 等	506
前 払 費 用	668	契 約 負 債	189
そ の 他	0	預 り 金	94
貸 倒 引 当 金	△96	賞 与 引 当 金	481
固 定 資 産	40,890	そ の 他	272
有 形 固 定 資 産	458	固 定 負 債	6,153
建 物	562	長 期 借 入 金	6,153
減 価 償 却 累 計 額	△223	負 債 合 計	13,037
建 物 ( 純 額 )	339	( 純 資 産 の 部 )	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	413	株 主 資 本	43,566
減 価 償 却 累 計 額	△295	資 本 金	2,315
工 具 、 器 具 及 び 備 品 ( 純 額 )	118	資 本 剰 余 金	4,592
無 形 固 定 資 産	3,970	資 本 準 備 金	2,290
の れ ん	192	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,302
ソ フ ト ウ ェ ア	3,777	利 益 剰 余 金	36,660
そ の 他	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	36,660
投 資 そ の 他 の 資 産	36,461	繰 越 利 益 剰 余 金	36,660
投 資 有 価 証 券	0	自 己 株 式	△1
関 係 会 社 株 式	33,945	新 株 予 約 権	484
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	460		
敷 金 及 び 保 証 金	1,089		
繰 延 税 金 資 産	1,178		
貸 倒 引 当 金	△212	純 資 産 合 計	44,051
資 産 合 計	57,088	負 債 ・ 純 資 産 合 計	57,088

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	37,194
売上原価	2,122
売上総利益	35,071
販売費及び一般管理費	27,750
営業利益	7,321
営業外収益	
為替差益	17
受取利息	8
受取配当金	1,577
その他	59
営業外費用	
支払利息	30
貸倒引当金繰入	31
その他	0
経常利益	8,921
特別損失	
固定資産除却損	13
関係会社株式評価損	15
投資有価証券評価損	0
投資有価証券売却損	1
その他	31
税引前当期純利益	8,890
法人税、住民税及び事業税	2,105
法人税等調整額	△11
当期純利益	6,795

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主				資 本		
	資 本 金	資 余 本 金	余		利 益 金 余 金 そ の 他 そ の 他 繰 越 利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	2,310	2,285	2,302	4,587	30,779	△1	37,676
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
新 株 の 発 行	4	4	—	4	—	—	9
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△915	—	△915
当 期 純 利 益	—	—	—	—	6,795	—	6,795
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	4	4	—	4	5,880	△0	5,890
当 期 末 残 高	2,315	2,290	2,302	4,592	36,660	△1	43,566

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	0	0	352	38,029
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行	—	—	—	9
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△915
当 期 純 利 益	—	—	—	6,795
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△0	△0	131	131
事業年度中の変動額合計	△0	△0	131	6,021
当 期 末 残 高	—	—	484	44,051

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ・仕掛品、貯蔵品

主として移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 5～6年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づき償却を行っております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、収益認識会計基準等に基づき、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、キャリア分野における①人材紹介サービスの提供、介護事業者分野における②経営支援プラットフォームの提供、事業開発分野における健康経営支援プラットフォーム（③特定保健指導及び④リモート産業保健）及び⑤困りごと解決プラットフォームの提供を主な事業としています。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は以下のとおりです。なお、収益に含まれる変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

##### ① 人材紹介サービス

当社は、主に医療や介護の従事者を求める事業所に対し、求職者を紹介する人材紹介サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービス提供を行う義務を負っており、その履行義務については個々の求職者が事業所に入職した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

##### ② 経営支援プラットフォーム

当社は、主に介護事業者に対し、保険請求の機能をはじめとした各種経営支援サービスをクラウドを通じて提供しています。当該取引では、申込に基づき会員となった介護事業者に向けてプラットフォームの利用環境を提供する義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

##### ③ 健康経営支援プラットフォーム（特定保健指導）

当社は、健康保険組合に対し、ICTを活用した保健指導サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき健康保険組合の加入者に対して管理栄養士等の指導を提供する義務を負っており、その履行義務については申込に応じて管理栄養士等の指導を提供した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

④ 健康経営支援プラットフォーム（リモート産業保健）

当社は、企業の人事・労務部門に対しICTを活用した産業保健サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき産業医の保健指導やストレスチェックの実施等の産業保健業務全般をサポートする義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

⑤ 困りごと解決プラットフォーム

当社は、高齢者やその家族（以下、「エンドユーザ」という。）に対し、高齢社会特有の課題・困りごとの解決につながるサービスを提供する提携事業者の紹介サービスを提供しています。当該取引では、主に契約に基づき当社のプラットフォームを通じてエンドユーザに対して提携事業者を紹介する仲介機能を提供する義務を負っており、その履行義務については提携事業者とエンドユーザが契約した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

③ ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① のれんの償却方法及び償却期間                      のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年以内）に基づき定額法により償却を行っております。
- ② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準                      外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記しておりました「営業外収益」の「業務受託手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「業務受託手数料」は4百万円であります。

## 3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「2. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

(子会社株式の評価)

当社は、2023年3月31日現在、貸借対照表上、関係会社株式を33,945百万円計上しており、このうち子会社株式は33,792百万円であります。これらの大半はMIMSグループに係る子会社株式です。

MIMSグループは、アジア・オセアニア等における18の国と地域において、医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の事業を展開しています。当社は、MIMSグループに係る子会社株式について、取得原価と超過収益力等を反映した実質価額を比較し、減損処理をしておりません。当該実質価額の評価には、連結貸借対照表に計上されているMIMSグループに係るのれん及びその他の無形固定資産に対する経営者による判断が含まれ、その見積りは合理的であると考えております。しかしながら、将来の予測不能な状況の変化による子会社の財政状態及び経営成績の悪化により、当社が子会社株式の減損損失を認識することになる可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権	508百万円
関係会社に対する金銭債務	100百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	1,025百万円
営業取引以外の取引	1,587百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	641株

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

未払事業税	82百万円
未払費用	21百万円
未払金	1百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	94百万円
ソフトウェア減価償却超過額	303百万円
株式報酬費用	51百万円
関係会社株式評価損	561百万円
投資有価証券評価損	0百万円
資産除去債務否認	73百万円
貸倒損失否認	24百万円
賞与引当金	147百万円
返金負債	82百万円
その他	13百万円
繰延税金資産合計	1,457百万円

#### (繰延税金負債)

関係会社株式有償減資	262百万円
その他	17百万円
繰延税金負債合計	279百万円
繰延税金資産の純額	1,178百万円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
受取配当等の益金不算入額	△5.39%
雇用者増加又は給与等支給額増加の税額控除	△2.40%
その他	0.73%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.56%

### (3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。

また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社

種類	会社名等 の社名等 称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 内 引 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	MEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITED	(所有) 直接 100%	役員 の兼任	増資の引受 (注)	1,396	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 499円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77円98銭  |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社エス・エム・エス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	香	山	良
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	中	清人

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エス・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社エス・エム・エス  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	香	山	良
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	中	清人

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社エス・エム・エス 監査等委員会

監査等委員長 松 林 智 紀 ㊞

監査等委員 鈴 村 豊 太 郎 ㊞

監査等委員 高 木 暢 子 ㊞

(注) 監査等委員松林智紀、鈴木豊太郎及び高木暢子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上